

社会保障協定

社会保障協定の概要

- 人材のグローバル化に伴い、外国に派遣される日本人および外国から日本に派遣される外国人には、社会保険制度の二重加入と、それに伴う保険料掛捨て（年金制度への加入期間が短いと年金が受けられないため、保険料が掛捨てとなる）の問題が生じている。
- 社会保険制度については、就労する国の社会保険制度に加入すること（属地主義）が原則であるが、二国間で社会保障協定を締結することにより、制度の二重加入を防止するとともに、外国の年金加入期間を取り入れ、年金を受けることが可能となる。

原則	就労する国の社会保障制度のみに加入する。								
適用調整	<ul style="list-style-type: none">■就労する国への派遣期間が5年を超えない見込みの場合： 当該期間中は、就労する国の法令の適用を免除し、出身国の法令のみを適用する。■就労する国への派遣期間が5年を超える見込みの場合： 就労する国の法令のみを適用する。								
年金加入期間の通算	両国の年金加入期間を通算した期間が、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金が、それぞれの国の制度から受けられるようとする。								
社会保障協定の対象でない国の場合	二重加入となり、それぞれ加入手続が必要となる。								
各国との社会保障協定 発効状況 (2025年9月22日時点)	<ul style="list-style-type: none">■日本は24か国と協定を署名済み。■「保険料の二重負担防止」と「年金加入期間の通算」は、日本と社会保障協定が発効された国との間のみで有効である。 <table><tr><td>協定発効済み</td><td>ドイツ／英国／韓国／アメリカ／ベルギー／ フランス／カナダ／オーストラリア／オランダ／ チェコ／スペイン／アイルランド／ブラジル／ スイス／ハンガリー／インド／ルクセンブルク／ フィリピン／スロバキア／中国／フィンランド／ スウェーデン／イタリア</td></tr><tr><td>署名済み</td><td>オーストリア（2025年12月より協定発効）</td></tr><tr><td>政府間交渉中</td><td>トルコ／ポーランド／ノルウェー／ベトナム</td></tr><tr><td>予備協議中等</td><td>タイ</td></tr></table>	協定発効済み	ドイツ／英国／韓国／アメリカ／ベルギー／ フランス／カナダ／オーストラリア／オランダ／ チェコ／スペイン／アイルランド／ブラジル／ スイス／ハンガリー／インド／ルクセンブルク／ フィリピン／スロバキア／中国／フィンランド／ スウェーデン／イタリア	署名済み	オーストリア（2025年12月より協定発効）	政府間交渉中	トルコ／ポーランド／ノルウェー／ベトナム	予備協議中等	タイ
協定発効済み	ドイツ／英国／韓国／アメリカ／ベルギー／ フランス／カナダ／オーストラリア／オランダ／ チェコ／スペイン／アイルランド／ブラジル／ スイス／ハンガリー／インド／ルクセンブルク／ フィリピン／スロバキア／中国／フィンランド／ スウェーデン／イタリア								
署名済み	オーストリア（2025年12月より協定発効）								
政府間交渉中	トルコ／ポーランド／ノルウェー／ベトナム								
予備協議中等	タイ								